



議案第三十四号

旭西地区農地造成事業（農村地域農業構造改善事業）計画について

次のとおり町営土地改良事業を施行することについて、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十九年三月十二日

三朝町長 松村喬成

昭和五十九年三月廿四日

原案可決

三朝町議会議長 名越典由

一	事業の名称及び工事名	農地造成事業（農村地域農業構造改善事業）
二	施行場所	旭西地区農地造成工事
三	工事の概要	三朝町大字恩地地内 農地造成 五・〇ヘクタール
四	事業費	七〇、〇〇〇、〇〇〇円
五	事業の実施方法	請負
六	工事の時期	昭和五十九年度から二か年間